

令和5年度寒河江市空き家バンク利活用リフォーム事業補助金交付  
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家利活用による移住推進を図るため、本市の空き家バンクを利用して購入し、又は賃貸借する空き家の改修工事に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する一戸建て住宅で、普段利用されていない又は今後利用される見込みのないものをいう。
- (2) 空き家バンク 市内の利活用可能な空き家を登録し、空き家の利用希望者に当該空き家を紹介する取組みをいう。
- (3) 若者世帯 申請時において世帯主又はその配偶者が40歳未満である世帯をいう。
- (4) 新婚世帯 空き家に係る購入又は賃貸借の契約を締結した日が婚姻した日から1年以内である世帯をいう。
- (5) 移住世帯 空き家の所在地へ住民票を異動した者又は居所を移したと市長が認める者で構成された世帯をいう。
- (6) 県外からの移住世帯 移住世帯のうち令和4年4月1日以降に県外の市区町村から本市に住民票を異動した者を含む世帯(同日以降に県外の市区町

村から県内の他の市町村に住民票を異動した後、本市に住民票を異動した者を含む。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 自ら居住する住宅として、空き家バンクを利用し令和5年4月1日から翌年2月9日までに購入し、又は賃借した空き家を改修する者

(2) 空き家バンクを利用した移住世帯に対し令和5年4月1日から翌年2月9日までに空き家を賃貸し、かつ、改修する当該空き家の所有者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 賃貸借の場合で、当事者間において相続関係にある者

(2) 賃借した空き家を改修する場合で、当該空き家所有者の承諾を得られない者

(3) 本補助金の交付の決定前に契約し、又は着工した者

(4) 市税等に滞納がある者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる改修工事（この要綱による補助金以外の市の補助金の交付の対象となる工事（以下「対象外工事」という。）を除く。以下

「補助対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

(1) 台所、トイレ、浴室、洗面所等の水回りの改修工事

(2) 内装、屋根、外壁等の改修工事

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に係る経費とする。ただし、本補助金の交付の決定前に契約し、又は着

工した工事に係る経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 3 補助金の額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第6条 補助金等交付申請書の様式は、規則第5条の規定にかかわらず、令和5年度寒河江市空き家バンク利活用リフォーム事業補助金申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)によるものとする。

- 2 申請書は、当該申請に係る補助対象工事に着手する前に市長に提出するものとし、添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 補助対象工事の見積書(内訳明細書)の写し(この要綱による補助金以外の補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合は、対象外工事が含まれていないもの)

(3) 補助対象工事を行う部位を明記した図面の写し

(4) 補助対象工事着工前の写真

(5) 契約予定者全員の令和4年度分(令和5年4月から6月までに申請する場合は令和3年度分)の納税証明書

(6) 住民票謄本(続柄記載のもの)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業等の内容変更等の承認)

第7条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更と

は、補助金の額に変更が生じない補助対象経費等の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更又は中止について承認を受けようとする者は、令和5年度寒河江市空き家バンク利活用リフォーム事業補助金交付変更（取下げ）申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更に係る工事見積書（内訳明細書）の写し
- (2) 図面（変更に係る工事箇所を記入）
- (3) 着工前写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助事業実績報告書）

第8条 補助事業等実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、令和5年度寒河江市空き家バンク利活用リフォーム事業工事完了報告書（様式第4号。以下「完了報告書」という。）によるものとする。

2 完了報告書は、事業が完了した日から1か月を経過した日又は令和5年2月9日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第5号）
- (2) 補助対象工事等に係る工事請負契約書の写し（この要綱による補助金以外の補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合は、対象外工事が含まれていないもの）
- (3) 補助対象工事に係る工事請負契約書の変更がある場合はその写し（この要綱による補助金以外補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合は、対象外工事が含まれていないもの）
- (4) 交付決定後、工事内容に軽微な変更があった場合は、内訳明細書の写し

- (5) 補助対象工事の領収書の写し
- (6) 補助対象工事を行った部位を明記した図面の写し
- (7) 補助対象工事完了後の写真（工事中及び工事完了後）
- (8) 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（帳簿等の保管）

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

第3条第1号に定める交付対象者

| 区分                         |                           | 空き家の購入            | 空き家の賃借            |                   |
|----------------------------|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 若者世帯、新婚世帯、県外からの移住世帯への該当の有無 | 若者世帯、新婚世帯、県外からの移住世帯の全てに該当 | 対象経費の2/3(上限400千円) | 対象経費の1/2(上限300千円) |                   |
|                            | 右欄のいずれか一つに該当              | 若者世帯かつ新婚世帯        | 対象経費の1/2(上限300千円) | 対象経費の1/3(上限200千円) |
|                            |                           | 若者世帯かつ県外からの移住世帯   |                   |                   |
|                            |                           | 新婚世帯かつ県外からの移住世帯   |                   |                   |
|                            | 右欄のいずれか一つに該当              | 若者世帯              | 対象経費の1/3(上限200千円) | 対象経費の1/4(上限150千円) |
| 新婚世帯                       |                           |                   |                   |                   |
| 県外からの移住世帯                  |                           |                   |                   |                   |
| 若者世帯、新婚世帯、県外からの移住世帯への該当なし  | 対象経費の1/4(上限150千円)         | 対象経費の1/6(上限100千円) |                   |                   |

第3条第2号に定める交付対象者

| 区分                                 |                                   | 空き家の賃貸                  |                   |
|------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------|-------------------|
| 若者世帯、新婚世帯、<br>県外からの移住世帯への<br>該当の有無 | 若者世帯、新婚世帯、<br>県外からの移住世帯の<br>全てに該当 | 対象経費の1/2(上限300千円)       |                   |
|                                    | 右欄のいずれか<br>一つに該当                  | 若者世帯<br>かつ<br>新婚世帯      | 対象経費の1/3(上限200千円) |
|                                    |                                   | 若者世帯<br>かつ<br>県外からの移住世帯 |                   |
|                                    |                                   | 新婚世帯<br>かつ<br>県外からの移住世帯 |                   |
|                                    | 右欄のいずれか<br>一つに該当                  | 若者世帯                    | 対象経費の1/4(上限150千円) |
| 新婚世帯                               |                                   |                         |                   |
| 県外からの移住世帯                          |                                   |                         |                   |
|                                    | 若者世帯、新婚世帯、<br>県外からの移住世帯への<br>該当なし | 対象経費の1/6(上限100千円)       |                   |